

木造住宅 構造耐震の扉 第1回

「耐震診断上における開口部の評価の考え方」

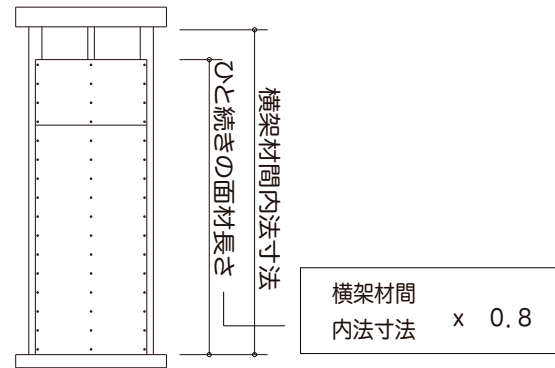
西澤 博文 (船橋支部)

前回のシリーズでは「木造住宅の構造設計の考え方」で、現在の建築基準法の値が不足しているなど、設計に当たっての注意事項を3回に渡り掲載して戴きました。

今回のシリーズでは、平成24年改訂になった「木造住宅の耐震診断と補強方法」の”その他の耐力”25%という評価が、比較的新しい建物、耐震補強した建物では、過大評価の傾向に成るため見直されて、多くの実験の実施によるデータの充実が計られ、耐力等の再評価され、腰壁・垂れ壁付き有開口壁の量に基づく評価に改善されました。「耐震診断上における開口部の評価の考え方」について図で分かり易く記述します。

A. 「準耐力壁」(例)

- ・構造用合板
- ・柱、間柱のみに釘打ち
- ・幅 $\geq 90\text{cm}$
- ・ひと続きの面材長さ \geq 横架材間の内法寸法 $\times 0.8$



B. 「腰壁等(垂れ壁・腰壁)」

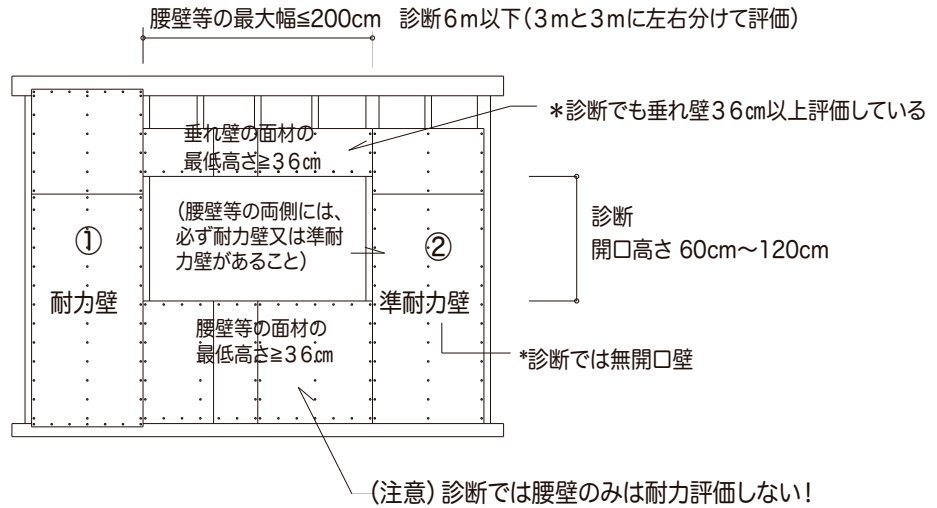
無開口壁①、②

テキストP31表3.2(一般診断)

(例)PB t=9 1.1 KN/m

ラスボード 1.0 KN/m

- ・厚み規定なし。
- ・上部空いていてもよい。
- ・低減がかかっている



C. 「基準法で定める耐力壁」(例)

- ・構造用合板
- ・柱、横架材、継目受材と横架材に釘打ち

